

第1章 総 則

1-1 名称および事務局の所在地

1-1-1 この団体は、川柳学会と称する。

1-1-2 この団体は、事務局を東京都北区栄町 38-2 に置く。

第2章 目的および事業

2-1 目 的

川柳に関する歴史は、初代柄井川柳から凡そ 250 年が経過し、その間に多くの作品を生み出したばかりでなく、多くの事跡、事物を遺してきている。

これらのうち、古川柳期のものに関しては、ある程度の研究と収集、整理が行われ、その存在価値も認められているが、その後の狂句期、特に五世川柳以降の柳風会系の事物、さらには、ちょうど 100 年を経過した新川柳勃興以降の事物についての研究と収集は、ごく一部の研究者によって行われている以外、省みられることが少ない対象になっている。

新川柳の世代も、第一世代はすべて過去のものとなり、今は第四世代ないし第五世代に移行しようとしている。わずかに残る第一世代を知り得る第三世代も高齢化が進み、そこに所有される関連事物も周辺の無理解により、後世に伝わることなく失われていくことも多いと考えられる。

このことを深く自覚し、永続的な川柳文化の継承と発展および教育への貢献を目的とする。

2-2 事 業

2-2-1 この団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

川柳学研究会は、会員、維持会員、各川柳社等との連携、関係各方面の協力を得て、以下の事業を行う。

- (1) 古川柳から狂句、新川柳の学術的体系化の研究（川柳学の確立）
- (2) 川柳全般に関する資料を収集、整理・保存しその有効活用のシステムを作る。また、歴史をたどるとともに、各吟社の諸活動の現況を明らかにすることによって、川柳の社会的機能と役割、その将来を考える展示、出版、ホームページ制作を行い、川柳関係者はじめ広く一般社会への教育に資する。
- (3) 各種データベースの構築とその利用環境の整備
 - ・ 川柳人データベース
 - ・ 川柳作品データベース

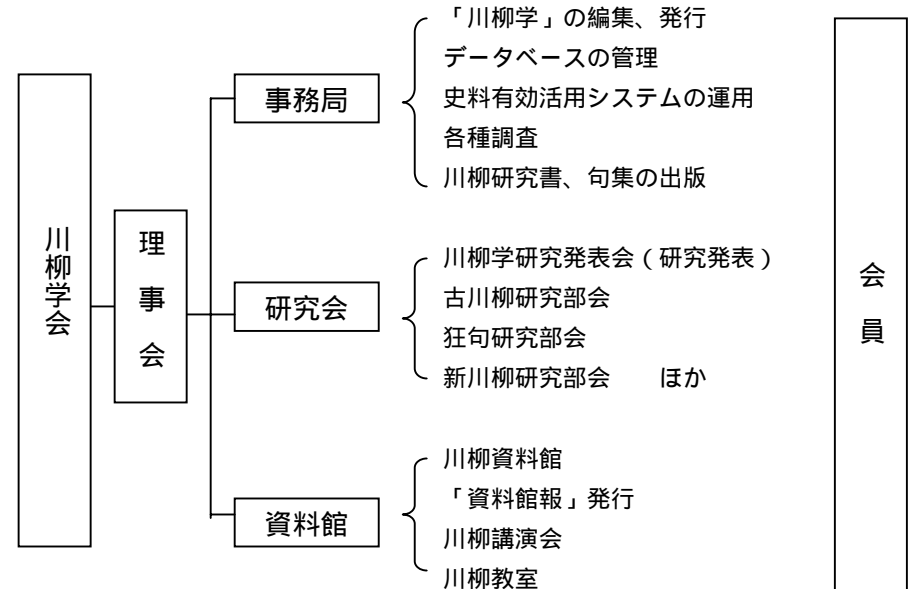
- ・ 川柳結社データベース
- ・ 川柳書データベース
- ・ 川柳史料データベース
- ・ 歴史写真データベース
- ・ 川柳史蹟データベース 等

データベースは、電子化し整理・保存・公開する。

- (4) 川柳に関する多様な研究・研修、内外の交流を行うとともに、資料、設備を広く内外の川柳関係者、研究者、一般の利用に供する。
- (5) 学校教育ならびに社会教育を含めた生涯教育への川柳の活用を研究実践する。
- (6) 川柳研究、川柳教育の実践者を支援し助成する。
- (7) 川柳学講演会と機関誌の発行
- (8) ホームページによる川柳情報発信
- (9) 川柳研究会、川柳教室の開催
- (10) その他目的を果たすうえで必要と考えられる事業。

第3章 組 織

3-1 組織図



3-2 会員種別

3-2-1 この団体の会員は、次のとおりとする。

- (1) 理事 この団体の目的に賛同して入会した個人で、会の運営にあたり、年に一回以上の研究発表を義務とする者
- (2) 会員 この団体の目的に賛同して入会した個人で、研究発表を行うことができる。
- (3) 賛助会員 この団体の目的に賛同して事業を維持、援助する団体および個人
- (4) 名誉会員 川柳学に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された者

3-3 入会

3-3-1 会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出しなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

3-4 会費

3-4-1 この団体の会費は、理事会の議決をもって定める。

3-4-2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3-4-3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

3-4-4 会費規則

(入会金および会費) 川柳学研究会に入会する会員は、入会の際に年会費 10,000 円を納入する。年会費は、加入時期にかかわらず当該年度末までを 1 年とする。

(会計年度) 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までを 1 年とする。

(徴収) 会費は、会計年度が始まるまでに 1 年分を前納する。途中で加入あるいは就任した場合も、その月に当該年度分を前納する。

途中で退会しても既納の入会金、会費は返還しない。

3-5 資格の喪失

会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (5) 個人の場合は死亡、この団体会員の場合は解散したとき
- (6) 除名されたとき

3-6 退会

3-6-1 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

3-7 除名

3-7-1 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。

- (1) この団体の名誉を傷つけ、またはこの団体の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この団体の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を 2 年以上滞納したとき。

第 4 章 運営役員

4-1 役員

4-1-1 この団体には、次の理事を置く。

- (1) 理事 5 名以上 20 名以内
うち会長 1 名を置く。
- (2) 監事 2 名

4-2 役員を選任

4-2-1 理事および監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長 1 人および専務理事を定める。

4-2-2 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

4-3 役員の職務

4-3-1 会長は、この団体を代表し、会務を総理する。

4-3-2 専務理事は、会長を補佐し、事務局を統括して会務を処理し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4-3-3 理事は、総会の議決した事項を処理するため、この団体の業務を分担処理する。

4-3-4 理事は理事会を組織して、この定款に定められたもののほか、この団体の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

4-3-5 監事は、この団体の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) この団体の財産の状況を監査すること。

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または、業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること

4-5 理事の任期

- 4-5-1 この団体の理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4-5-2 理事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4-6 理事の解任

- 4-6-1 理事が次の各号の一に該当するときは、理事現在数の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会および総会で議決する前にその理事に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他理事たるに相応しくない行為があると認められるとき。
 - (3) 年に一度の研究発表義務を2年間行わなかったとき。

4-7 事務局および職員

- 4-7-1 この団体の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。
- 4-7-2 職員は、会長が任免する。

第5章 名誉会長、顧問および相談役

- 5-1 この団体には、名誉会長のほか、顧問および相談役若干名を置くことができる。
- 5-2 名誉会長、顧問および相談役は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 5-3 名誉会長、顧問および相談役は、会長の諮問に応じるほか会長に対し必用な事項について意見を述べる。

第6章 会 議

6-1 理事会の招集

- 6-1-1 理事会は、毎年4回理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事

項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 6-1-2 理事会の議長は、会長とする。
- 6-1-3 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 6-1-4 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6-2 理事会の議決事項
 - 6-2-1 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画および収支予算についての事項
 - (2) 事業報告および収支決算についての事項
 - (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
 - (4) その他この団体の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 6-3 会員への通知
 - 理事会の議決事項は、全会員に通知する。

第7章 研究会

7-1 研究会

- 7-1-1 研究会は、理事をもって組織する。

7-2 研究会の開催

- 7-2-1 定期研究会は、毎年2、5、8、11月に開催する。
- 7-2-2 定期研究会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。
- 7-2-3 研究会の進行は会のつど、出席理事の互選で定める。

7-3 研究会の参加者

- 7-3-1 研究会は、理事、会員および、所定の参加会費を納めた者が参加することができる。

4-4 会員への通知

- 4-4-1 研究会の発表の概要は、機関誌「川柳学」によって全会員に通知す

る。

4-4-2 発表誌は、年4回の研究発表に合わせ季刊とする。

第8章 事務局の職務

8-1 事務局の業務

8-1-1 事務局は、会員の入会・退会の管理を行う。

8-1-2 事務局は、会の運営に関わる連絡業務を実施する。

8-1-3 事務局は、研究活動に帰する各種の調査を実施する。

8-1-4 事務局は、「季刊 川柳学」の編集に参画する。

8-1-5 事務局は、HPによる情報発信を行う。

8-1-6 事務局は、研究書、句集その他の著作物の制作を行う。

第9章 資料館

9-1 資料館の業務

9-1-1 資料館は、バーチャルな存在であるが、川柳資料の所在を明確にし、データベース化して次世代への継承を確かなものとする。

9-1-2 資料館は、データベースの運用、管理を実施する。

9-1-3 川柳の講演会を実施する。

9-1-4 川柳の教室を実施する。

9-2 補則

資料館業務は、当初事務局が兼務する。組織の拡大と情報の増大にともない、独立した部門とする。

第10章 資産および会計

10-1 会計業務

会計業務は事務局で行い、理事会で監査を受けて承認される。

10-2 資産の構成。この団体の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 年会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附
- (6) その他の収入

10-3 資産の管理

10-3-1 この団体の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

10-3-2 この団体の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

10-3-3 事業計画および収支予算

この団体の事業計画およびこれに伴う収支予算は、事務局が編成し、理事会および総会の議決を経なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

10-3-4 収支決算。この団体の収支決算は、事務局が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会および総会の承認を受けなければならない。

10-3-5 この団体の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部または全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

10-3-6 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 定款の変更および解散

11-1 定款の変更

11-1-1 この定款は、理事現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

11-2 解散

11-2-1 この団体の解散は、理事現在数および正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経なければならない。

11-2-2 残余財産の処分。この団体の解散に伴う残余財産は、理事現在数の4分の3以上の議決を受け、この団体の目的に類似の目的を有する公益この団体に寄附するものとする。

第12章 補 則

12-1 書類および帳簿の備付等

この団体の事務所には、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、こ

の限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 理事およびその他の職員の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 理事会および総会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) 収支予算書および事業計画書
- (11) 収支計算書および事業報告書
- (12) 貸借対照表
- (13) 正味財産増減計算書
- (14) その他必要な書類および帳簿

12-1-2 前項第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号の書類および同項第 10 号から第 13 号までの書類は永年、同項第 6 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号から第 9 号の書類および同項第 14 号の書類および帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

12-1-3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号および第 10 号から第 13 号までの書類並びに理事名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

12-2 細 則

12-2-1 この定款の施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て、別に定める。

12-2-2 この定款は、平成 17 年 6 月 1 日から施行することとし、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず現在の理事・監事の任期は、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

2005 年 5 月 29 日制定